

会 議 録

- 1 会議名 令和7年度第2回北九州市精神保健福祉審議会
- 2 会議種別 付属機関
- 3 議 題 【議題①】精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築について
【報告②】本市における入院者訪問支援事業の今後の予定について
【報告③】精神科病院における虐待通報に対する対応について
- 4 開催日時 令和8年2月3日(火) 19:00~20:00
- 5 開催方法 集合開催
- 6 開催場所 北九州市役所 3階 大集会室
(北九州市小倉北区内1番1号)

7 出席者

(1) 委員(敬称略、順不同)

山浦 敏宏、長森 健、藤岡 淳子、吉村 玲児、佐藤 みずほ、佐藤 眞子、
村田 典子、中川 美幸、深谷 裕、植竹 克典、森川 久美子、田原 恭子、
岩永 慶子、米澤 香一郎

(2) 事務局

【保健福祉局障害福祉部】

障害福祉部長 坂元 光男
精神保健・地域移行推進課 課長 福田 ルミ
精神保健・地域移行推進課 事業調整係長 猪上 徳子
精神保健・地域移行推進課 精神保健係長 森下 義史

【保健福祉局保健所】

精神保健福祉センター 所長 小松 未央
精神保健福祉センター 管理係長 佃 美和

8 会議経過(発言内容)

■ 議題①の説明

【事務局】

(本市の精神保健福祉の現状)

- ・人口は減少傾向、高齢化率は増加傾向。
- ・訪問看護ステーション数は近年増加傾向。

(6月30日時点の精神科病院入院者)

- ・3か月未満の入院者は増加傾向、1年以上の長期入院者は年々減少傾向。

(6月中の退院患者の退院先)

- ・入院期間が短い方は、特に家族と同居する方が多い傾向。

(精神障害者保健福祉手帳と自立支援医療受給者証の交付数)

- ・精神障害者保健福祉手帳及び自立支援医療受給者証の交付数は年々増加傾向。

(障害福祉サービス関連の相談支援事業所の数)

- ・指定特定相談支援事業所数が増加傾向。

(精神障害にも対応した地域包括ケアシステム)

- ・システムの構築においては、7つの要素が重要。

《要素1》地域精神保健及び障害福祉

(区役所の精神保健福祉相談)

- ・精神障害者等やその家族からの相談に、来所、電話、訪問などの形態で対応。
- ・令和6年度の相談件数は例年と同程度で、薬物・ギャンブル依存症等の来所相談延人数は減少。

(措置入院者の退院後支援)

- ・令和6年度は支援の同意者数が増加。

(障害福祉サービス等の利用状況)

- ・全体的にサービスの利用者数は増加傾向。

《要素2》精神医療の提供体制表

- ・入院患者合計数は減少傾向、通院制度(精神通院医療)の利用者数は増加傾向。
- ・医療保護入院は減少、任意入院は増加傾向。

(夜間・休日精神医療相談)

- ・夜間・休日の精神医療相談窓口を設置して相談に対応。

(精神科緊急・救急医療体制整備)

- ・福岡県と福岡市と共同で精神科救急医療システムを整備。

《要素3》住まいの確保と居住支援

- ・障害者居住サポート等事業は、障がいのある方が対象。
- ・北九州市居住支援協議会は、障がいのある方、高齢の方や子育て世帯、外国人の方等が対象。

《要素4》社会参加

(精神障害者就労支援施設通所者社会参加促進事業)

- ・就労支援施設に通所している精神障害者を対象に、月額5,000円を助成。
- ・令和7年4月にJRが精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方も割引対象としたことで、身体・療育・精神の障害のある全ての方に同等の割引制度が整ったため6ヶ月の経過措置を経て、終了。

《要素5》当事者・ピアサポーター

- ・ピアサポーター活動やセルフヘルプ・フォーラムを実施。

《要素6》精神障害を有する方等の家族

- ・各機関でご家族への相談対応を実施。

《要素7》人材育成

- ・精神保健福祉センターを中心に、精神保健福祉分野の研修を実施。
- ・心のサポーター養成事業について、本市では令和6年度から研修を開催。
- ・正しい知識と理解を持ち、傾聴を中心とした支援者を養成することが目的。
- ・小学生からお年寄りまで幅広い市民の方が対象。

■ 議題①の質疑

【委員】

精神1級の手帳を持っている方は非常に少ない。2級の方は働いていない方もいて、B型作業所に通うのがやっとという方も多いという状況で、5,000円の補助がなくなった。本当に平等と言えるのか。

【事務局】

割引の条件は100km以上、対象が1種、2種と分かれており、1種が1級、2種が2級と3級となっている。100kmを超える場合には、1級から3級の方が割引の対象となるが、介護者の方が半額になるのは、1級の方のみとなっている。

【委員】

100kmを超えて通所することはまずないと思うし、精神障害を持っている方で旅行に行けるくらいの方がそんなにいるのかと思う。全然現実味を帯びていないと思うが、いかがか。

【事務局】

おっしゃるとおり、通常、障害のある方でJRを利用される方というのは、通院や買い物等、短距離で利用される方が多いと思う。本市の助成制度は、平成15年の開始当時に精神障害のある方には交通費の割引制度が何もなかったため、精神障害のある方についても、通所に限って助成しようというところから始まった。身体障害者手帳や療育手帳をお持ちの方は、西鉄バスや筑豊電鉄の割引制度があったが、精神障害のある方は割引制度が何もなかった。ただ、平成29年度に、精神障害者手帳をお持ちの方についても、西鉄バスや筑豊電鉄が精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方にも割引を適用し、この度、令和7年4月1日にJRも割引を開始した。これで療育手帳や身体障害者手帳と同等の割引が開始されたことになり、精神障害の方のみを対象にしていた助成制度を続けることは、他の障害の方にはない制度を続けるということになるため、事業を終了した。

【事務局】

元々、割引制度がないのを何とかしようというところから、いろいろな検討の中で、精神障害のある方に社会参加、通所をしていただきたいということでこの制度を作った。当時は精神障害のある方については何のサービスもないというのは言い過ぎかもしれないが、他の障害に比べると非常に困難な状況であったと記憶している。

この度、他の手帳をお持ちの方と同じような制度になったというところで廃止させていただいたが、委員がおっしゃられた100km未満の方に対する支援というのは当然できていないため、これに関しては全国の自治体からJRに対して要望を上げている。100km未満にもできる限り適用してもらいたいということは、全国のいろいろな団体からも要望していると思うが、我々も強く要望していきたい。精神障害のある方を含め、障害のある方々が社会参加をするためには、交通費の割引制度は大事だと思うので、今後も強く要望していきたい。

【委員】

心のサポーター養成研修について、具体的な効果や参加者に対する評価など、養成したことで次にどう繋げていくのかというビジョンがあれば教えてほしい。

【事務局】

心のサポーター養成研修は、令和6年から開始している。委員のおっしゃるとおり、実際どのような効果があったか等の評価があって然りと思うが、国の想定は、そういった理解してくださる人を増やしていくことで、10年間で約100万人を養成していこうというところを目標にしている。これは、人口比でいくと、北九州市では今後10年間で約7,200人を養成していかなければならないということになる。本来であれば、年間720人を養成していないといけませんが、まだ開始したばかり

りで増えていないため、今後は民間企業にも我々が講師として研修をさせていただき、会社の中でいろいろな気付きや声掛けができるように進めていきたい。

【委員】

教育委員会や市立学校にいる市職員向けの研修などはあるか。それと、この研修は2時間でどれだけのことを伝えられるかというのと、それに対してプラスアルファを検討する市独自の取り組みはあるか。

【事務局】

市の職員に対するアプローチはさせていただいているが、まだ返事がない状況。学校の先生もメンタルヘルスの方が非常に多いため、入職後3年目の先生への研修を実施しており、今後も継続して実施していけると思っている。また、プラスアルファについては、まだ始まったばかりでできていないが、本市に心のサポーターが増えていくことで、自立支援医療を利用している方や入院中の方が減っていくことに繋がっていくと思っている。

【委員】

子どもの自殺やいろいろな問題行動が取り沙汰されている中、北九州市立総合療育センターの児童精神科医が3月末で退職されるということで、昨年9月から療育センターの児童精神科の初診の受け入れがストップしている。北九州市は児童精神科医自体が非常に少ないが、市立の療育センターで児童精神科の常勤医が不在となるのは問題だと思う。このような状況を何とかしないといけないと思うし、市としてももう少し問題意識を持って関わっていただけたらと思うが、いかがか。

【委員】

今、療育センターの医療提供体制に関してどうなのかというお話があったが、市の医師会ではずっと前からその話を行っている。なかなか改善していないというのが現状だが、この件に関して、事務局は何かあるか。

【事務局】

おっしゃっていただいたとおり、療育センターの児童精神科医がいなくなるということで、我々もそのままにしているわけではなく、療育センターの法人である福祉事業団といろいろな病院や大学を回って、児童精神科医に療育センターへ来ていただきたいとお願いをしている。私も同行し、市としてもぜひ療育センターに児童精神科医をとということで一緒に回らせていただいているが、手応えと言えはなかなか厳しいものがある。委員の皆様からもいい先生がいらっしゃる等情報提供いただければ、我々も一緒にやっていきたいと思っている。

【委員】

本件に関しては、そういうお話があったということで市の医師会で一度お預かりし、改めて行政から投げ掛けをさせていただく。委員の先生方、そのような形で医師会が引き取らせていただいてよろしいか。(異議なし)

■ 報告②の説明

【事務局】

(概要)

・令和8年4月から福岡県、福岡市、北九州市が共同で訪問支援員の派遣調整等を

行う委託先（事務局）が決定。

- ・委託先については、予算成立後の審議会で報告。
- ・訪問支援員は、養成研修を修了した精神保健福祉士、公認心理士、保健師などの専門職で、対象者は、市内の精神科病院で北九州市長同意による医療保護入院者。（今後の予定）
- ・市内の精神科病院にアンケートを実施し、受け入れ可能な病院へ、4月から5月頃に実務者説明会を開催予定。
- ・派遣先病院決定後、当課と委託先が綿密な打ち合わせを行って開始。

■ 報告②の質疑

【委員】

受け入れ可能と返事があった病院に派遣するということだが、受け入れに関して了承をいただけなかった病院に入院されている方はこの制度の対象にならないという理解でよろしいか。

【事務局】

まずは、受け入れ可能とご回答いただいた病院を対象として始めさせていただきたいと考えている。福岡県も全病院ではなく、対象の病院が決まっている状態であるため、本市も同様に始めていきたい。

【委員】

補足だが、福岡県から、精神科病院協会にも協力していただけるかというお話があり、精神科病院協会の病院は全て大丈夫という話になっているため、気にされるようなことはないと思う。

【委員】

予算の関係もあると思うが、実際、その数は市として何人ぐらいといった想定があるのか。県によっては1回のみの実施で、その継続性を求める等があるが、今の段階でどう想定されているのかということと、実施にあたっては、養成研修が必須だと思うので、養成研修の組み立てがどうなのかを教えてください。

【事務局】

以前研修を実施した際は参加者が約30名で、毎回30名というのはなかなか難しいかもしれないが、そのくらいを想定している。

養成研修の回数については、福岡県と福岡市と北九州市で共同委託するため、もし北九州エリアでするとしても1回になると考えている。

年間の想定人数について、前年度のアンケートで前向きな回答をいただいた病院が7病院あったため、各2回、計14回の実施を想定している。4月から始まるため、何回を目標とするのかということについては、福岡県とも話を詰めてまいりたい。

■ 報告③の説明

【事務局】

（前回審議会で調査中としていた2件の結果報告）

- ・1件目は、身体的虐待の疑いがあったが、調査の結果、虐待の判断には至らなかった。
- ・2件目は、経済的虐待の疑いがあったが、調査の結果、虐待でないと判断。
- ・2件とも市職員が病院へ行き、入院患者や関係者に聞き取り等の調査を実施。

(令和7年度中に認定した虐待)

- ・ 1件目は、心理的虐待と性的虐待。
心理的虐待の内容は、特定の看護師による特定の患者に対する暴言。
性的虐待の内容は、オムツ交換の際にパーテーションやカーテンを利用せず、他患者から見える状態で実施していたこと。
- ・ 2件目は、看護補助者による特定の患者に対する身体的虐待。
内容は平手打ちで、病院からの通報で判明。
- ・ 2件とも病院が改善計画書を提出。改善が望める内容で、今後の実地指導を通じて、改善計画書のとおり実施されているか、確認・指導を行う。

【委員】

通報があった場合に、行政の方が病院へ行くというお話があったが、どういう過程で虐待の判断をするというご説明をしていただくと、委員の方もご理解いただきやすいかと思うので、その辺のご説明をお願いしたい。

【事務局】

虐待通報があった際に、その内容について病院の方で特定されていて、検証まで終わって既に対応が適切に行われていたという事例もあったが、それ以外の場合は、まず事実確認を行う。最近は患者様からの通報が非常に多いが、本当にそういうことがあるかどうかということで、疑わしい場合は我々が病院へ行き、被通報者や通報者に聞き取りをさせていただいている。病院ではカルテを全て確認させていただき、実際に虐待現場を目撃された方がいないか等についても確認をするが、聞き取りは個室で行い、通報者が誰なのかを特定できないよう、病院の方にも聞こえないように配慮して実施している。最終的に障害福祉部長をはじめ、弁護士や社会福祉士、精神保健福祉士や保健師等も含めた会議で検討し、最終的な決定をした。

【委員】

弁護士が入るのは非常に重要だと思うが、虐待対応や虐待の法制度などにしっかりと認識がある弁護士が入らないと意味がないと思う。専門性がある方がしっかりと入っているのであれば安心できるが、どのような過程でその弁護士を選んでいるのか、教えていただきたい。

【事務局】

弁護士は、高齢者や障害者のサポート法律相談においていただいている先生にお願いをしており、虐待対応に非常に長けている。先生の意見が非常に参考になる部分も多く、我々も勉強させていただいている。

【事務局】

実は、最近、障害者施設や家族から通報が来るケースが多くなっている。虐待がいけないことという感覚が少し増えてきたのかなというふうに思っており、特に内部通報で「これは虐待ではないか」というものが結構上がってきている。このようなケースでは我々もできる限り早く調査に行き、利用者が施設や事業所内で暮らしやすいような形にすることを目的としている。虐待認定をした場合については報告書を提出させ、指導を行っている。最近少し気になるのは、そのような虐待と言われるケースが増えてきている、昔からあったのかもしれないが、それが表立ってきたのかなというのが我々の感覚として持っているところである。